

介護保険料の納め方

特別徴収

(年金から差し引かれる方)

対象 老齢年金や退職年金、遺族年金、障害年金が年額18万円以上の方

納め方

◎4月・6月・8月(仮徴収)

前年度の保険料実績を基にあらかじめ年金から差し引かれます。

◎10月・12月・2月(本徴収)

昨年中の所得などを基に算出した今年度保険料から仮徴収分を除いた額が差し引かれます。

普通徴収

(納付書で納める方)

対象

老齢年金や退職年金、遺族年金、障害年金が年額18万円未満の方

老齢福祉年金のみ受給の方

年度途中で65歳になった方

所得により保険料の段階が変更になった方

能代市に転入してきた方

納め方 7月から翌年3月まで、毎月納付書で納めてください。

特別徴収通知書の見本。表紙には「介護保険料納入通知書」とあり、住所、氏名、生年月日、年金の種類と額が記載されている。表には「納付額」の欄があり、4月、6月、8月の仮徴収額と10月、12月、2月の本徴収額が示されている。

年金から差し引かれる方や口座引き落としの方へははがきタイプの通知書をお送りします。

普通徴収納付書の見本。表紙には「介護保険料納付書」とあり、住所、氏名、生年月日、納付額が記載されている。表には「納付額」の欄があり、7月から翌年3月までの毎月納付額が示されている。

納付書で納める方へは通知書と納付書をお送りします。

●普通徴収の方へ

保険料の口座振替をお勧めしています。申込用紙は、市役所や市内各金融機関の窓口にて備え付けています。

●年度途中で65歳になる方へ

65歳になる月(1日が誕生日の場合はその前月)の分から、納付書での納付となります。特別徴収へ変更となる場合には、開始時期に合わせてお知らせします。

●保険料の納付が困難な方は早めにご相談を

災害や新型コロナウイルスの影響による失業などにより著しく所得が減少した場合など、特別な事情により生活に困窮していると認められるときは、申請により保険料の徴収猶予や減免を受けられる場合があります。

●40歳から64歳までの

介護保険料

加入している医療保険(国民健康保険や健康保険組合など)の保険料と合わせて納めます。介護保険料個別の納付はありません。詳しくは各医療保険者へお問い合わせください。

要支援・要介護認定を受けている方へ

負担割合証をお送りします

要支援・要介護認定を受けている方に交付されている、介護サービスを利用する際の利用者負担の割合が記された「介護保険負担割合証」の有効期限は7月31日(金)となっています。

8月から使用する割合証を7月中に送付します。

介護サービスを利用するには、介護保険被保険者証と一緒にサービス事業所や施設へ提出してください。

対象となる方へこの割合証を送付します→

介護保険負担割合証の見本。表紙には「介護保険負担割合証」とあり、交付年月日、住所、氏名、生年月日、利用資格の割合、開始年月日、終了年月日、保険者番号が記載されている。表には「割合」の欄があり、0.5、2.0、2.7が示されている。

施設サービスやショートステイを利用している方へ

負担限度額認定証の更新時期です

食費や居住費の負担限度額が定められている方に交付している「介護保険負担限度額認定証」の有効期限は7月31日(金)です。現在、交付している方へは手続きのご案内をお送りしていますので、更新手続きを行ってください。詳しくは、お手元にお送りしている通知をご覧ください。

更新期間

7月31日(金)まで

更新場所

長寿いきがい課
地域局市民福祉課

この認定証をお持ちの方が対象です→

介護保険負担限度額認定証の見本。表紙には「介護保険負担限度額認定証」とあり、交付年月日、住所、フリガナ、氏名、生年月日、通年年月日、有効期限、食費の負担限度額、居住費又は滞在費の負担限度額、ユニット型個室、ユニット型個室的多床室、従来型個室(特養等)、従来型個室(老健・療養等)多床室、保険者番号、並びに保険者の名称及び印が記載されている。